

3月 安協だより



発行所 盛岡交通安全協会
〒020-0885
盛岡市紺屋町2-9
TEL: 019-624-0644
FAX: 019-624-0674



歩行者の横断指導

盛岡で交通死亡事故連続発生

春の全国交通安全運動

1 実施期間

4/6 (月) ~ 4/15 (水)

2 運動の目的

春の全国交通安全運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進し、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

3 推進重点

- ① 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- ② 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

4 スローガン

「おまじない 自分を守る

みぎひだり」



(交通事故防止のポイントは、裏面参照)

交通栄誉章緑十字銀章 重石氏市長に報告

2/10、交通栄誉賞緑十字銀章を受賞した、乙部地区分会の重石清明会長は、盛岡交通安全協会大畑正二会長と盛岡市役所を訪れ内館盛岡市長に受賞報告を行いました。内館市長から「これからも安全で安心なまちづくりを宜しくお願いします。」と挨拶がありました。

また、1/29には、盛岡東警察署を訪問し吉田知明盛岡東警察署長に受賞の報告をいたしました。



緑十字銀章の受賞を盛岡市長に報告する重石氏

2/12、盛岡東警察署員、盛岡市役所職員や地域交通安全活動推進員等が参加して松園小鳥沢公園前の横断歩道において横断者に対し「止まる」「見る」「待つ」の三原則とハンド・コミュニケーションについて指導いたしました。また、参加者は「横断歩道の手前は停止できる速度で進行」等のぼり旗を掲げ通行中のドライバーに安全運転を呼びかけました。



小鳥沢公園交差点で横断指導に参加した皆さん



2/20、午後6時4分頃、盛岡市肴町の市道で横断歩道を横断中の女性(82歳)が走行してきた乗用車と衝突、女性は病院搬送後死亡が確認されました。また、前日の2/19、午前6時50分頃、国道4号線三本柳地内にて、乗用車が対向車線にはみ出し、対向車と衝突、乗用車を運転していた男性(58歳)が亡くなる事故が発生しました。生活道路は速度を落として走行して下さい。横断歩道に近づく時は、手前で減速し、歩行者の存在を確認しましょう。歩行者がいる時は「ストップ」しましょう。



交通事故発生現場周辺で安全な横断を指導

県内の交通死亡事故発生状況 2月28日現在

2/ 5 (木) 霧 昼間 AM 9時38分	花巻市 西宮野目 市道	① 軽乗用車 61歳女性 ② 列車 51歳	①が踏切内に進入し②に衝突 (①女性死亡) 県内4人目
2/ 9(月) 雪 夜間 AM4時40分	一関市 大東町 国道	① 軽乗用車 58歳女性 ② 歩行者77歳	①が進路前方を歩行中の②に衝突 (②女性死亡) 県内5人目
2/ 4(水) 曇 夜間 PM6時15分	九戸村 伊保内 国道	① 軽乗用車 39歳 男性 ② 歩行者81歳	①が進路前方において路上横臥の②に衝突。 (②男性死亡) 県内6人目
1/26(月) 晴 夜間 AM2時22分	一関市 大東町 国道343号	① 普通乗用車 24歳 男性	①が道路右側に路外逸脱 (①男性死亡) 県内7人目
2/20(金) 晴 夜間 PM6時 4分	盛岡市 肴 町 市道	① 普通乗用車 27歳男性 ② 歩行者82歳	①が右から左に横断歩道を横断していた②に衝突。 (②女性死亡) 県内8人目
2/19(木) 晴 昼間 AM 6時50分	盛岡市 三本柳 国道4号	① 普通乗用車 58歳男性 ② 普通乗用車	①が対向車線にはみ出し②に衝突。 (①男性死亡) 県内9人目

買い物客に反射材配布

2/17、イオンSC盛岡洪民店において買い物客を対象に反射材を配布いたしました。活動には盛岡東署員、盛岡市交通指導員等が参加しました。反射材は動物型やパトカー・お守り型等を用意し、反射材の効果や夜間の交通事故防止について説明し、買い物客90名に配布いたしました。



買い物客に反射材の効果の説明し交通事故防止を指導

交通事故防止のポイント

運転者は

- スクールゾーンやシルバーゾーン、ゾーン30を通行するときは、速度を十分に落として歩行者や自転車の安全を確保する。
- 歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行するとともに、横断歩道では、歩行者優先を徹底し、横断しようとしている歩行者がいる場合は、必ず一時停止して、手で横断を促すことを示す「ハンド・コミュニケーション」を実践する。
- 歩行者や自転車の側方を通過するときは、安全な間隔を保ち、徐行するなど思いやりのある運転をする。
- 飲酒運転の危険性、違法性、責任の重大性を認識し、飲酒運転を絶対にしない。また、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）やながら運転もしない。
- 普段から時間にゆとりを持った早めの出発に努め、特に長距離を運転するときはゆとりのある運転計画を立てるなど気持ちに余裕を持ち、スピードの出し過ぎを防止する。
- シートベルトを自ら正しく着用するとともに、同乗者の安全を守る責任があることを自覚し、全ての同乗者にシートベルトやチャイルドシートを正しく着用させる。
- 夕暮れ時以降は、ライトの早め点灯（雨天・曇天等の天候不良時のライト点灯を含む。）と原則上向きライト走行を励行し、歩行者・自転車の早期発見と自車の存在を知

らせることにより交通事故の防止に努める。

- 高齢者は、身体機能の変化や運転技能の低下を自覚し、悪天候時は運転を控えるなど、補償運転を励行し、自己の運転技能に応じた無理のない運転を心掛ける。

家庭では



- 歩きスマホやながら運転の危険性や歩行者、自転車利用者、運転者として交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践について話し合うなど、交通安全意識を高め、事故に遭わない、起こさないために「止まるー見るー待つ」の交通安全行動を習慣付ける。
- 道路横断の際は、横断歩道を渡り、近くに横断歩道がない場合には、明るい場所や見通しの良い場所を選び、左右の安全確認を徹底し、無理な横断をしないことなど横断時の安全確認について声掛けをする。
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の必要性和効果について話し合い、正しく着用する。
- 飲酒運転（酒酔い運転・酒気帯び運転）の危険性と違法性を話し合い、「飲酒運転4（し）ない運動」を実践し、家庭から飲酒運転に関する人を出さない。
- 高齢運転者に対して、悪天候時や体調不良時は運転を控えるなどの補償運転を促すほか、運転免許証の自主返納について話し合う。
- 16歳以上の者が対象となる交通違反に交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されたことから、交通ルールの理解・遵守を徹底し、ヘルメット着用等の自転車の交通ルールや正しい乗り方を習得するとともに、反射材を含む自転車の点検・整備を確実にする。
- 自転車利用者が加害者となる事故について話し合い、自転車損害賠償責任保険等への加入に努める。

自転車は



- 16歳以上の者が対象となる自転車の交通違反に交通反則通告制度が導入されたことから、自転車も車両であることを再確認し、車道の左側通行の原則や飲酒運転の禁止等の「自転車安全利用五則」を遵守し、正しい交通マナーを実践する。
- 歩道通行時は、歩行者優先であることを自覚し、歩行者の通行を妨げる時は必ず一時停止する。
- 乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用の被害軽減効果を理解し、ヘルメットを着用する。

- 飲酒運転の危険性、違法性、責任の重大性を認識し、飲酒運転を絶対にしない。
- ながらスマホは、事故に繋がる危険な行為であることを認識し、ながらスマホを絶対にしない。また、ヘッドホン等の使用により周囲の音や声が聞こえない状態での運転や傘さし運転もしない。
- 夕暮れ時以降は、他の車両や歩行者から見えにくいことを理解し、早めにライトを点灯するほか反射材用品等を活用する。
- 乗車前等、適切な点検・整備を実施し安全利用に努める。
- 加害者となる事故に備え、自身と相手を守るため、自転車損害賠償責任保険等への加入に努める。
- 悪天候時や体調不良時の安全に自転車を利用できない場合は利用を控えるよう努める。

歩行者は

- 道路横断の際は、横断歩道を渡り、近くに横断歩道がない場合には、明るい場所や見通しの良い安全な場所を選び横断する。横断時は、「止まるー見るー待つ」の交通安全行動の徹底と手を上げるなどの「ハンド・コミュニケーション」を実践し、無理な横断はしない。また、歩きスマホはしない。
- 夕暮れ時や夜間外出時には、明るい服装や反射材用品を着用する。
- 高齢者は、加齢による身体機能の変化を認識し、余裕を持った横断を心掛ける。

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

盛岡体育館前自転車指導

2/9、盛岡体育館前交差点において自転車通学の生徒を対象とした交通指導を実施しました。活動には、盛岡東警察署員、地域交通安全活動推進員等が参加「交通ルールを守りましょう」と声をかけながら、通行方法や横断歩道利用時の注意事項、ヘルメットの着用について呼びかけました。自転車利用者に交通ルール遵守を指導

